

山口県老人保健施設協議会会則

(付 会費規定、委員会規定)

山口県老人保健施設協議会会則

平成3年7月19日 制定
平成6年1月27日 一部改正
平成9年5月16日 一部改正
平成23年5月27日 一部改正
平成24年6月1日 一部改正
平成30年5月25日 一部改正

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、山口県老人保健施設協議会と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、山口県における老人保健施設関係者が協力し、相互理解のもとに、老人保健施設の質的向上と相互の研鑽を図り、社会の保健福祉増進に寄与することを目的とする。

2. 本会は、社団法人全国老人保健施設協会の山口県支部として、必要な支部活動を行うことを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 〔1〕 老人保健施設関係者に有用な情報の提供・交換
- 〔2〕 老人保健施設関係者に対する研修活動
- 〔3〕 関係機関及び関係団体との連絡協議
- 〔4〕 老人保健施設の調査、研究
- 〔5〕 老人保健施設の広報活動
- 〔6〕 社団法人全国老人保健施設協会の山口県支部としての支部活動に関すること
- 〔7〕 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第 4 条 本会は、次の会員で構成する。

- 〔1〕 正会員 本会の目的に賛同する老人保健施設の代表者
- 〔2〕 準会員 本会の目的に賛同する正会員以外の個人又は団体
- 〔3〕 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で総会において承認された者

(入 会)

第 5 条 本会に入会しようとする者は、入会申込書（別記様式・1、別記様式・2）に必要な事項を記載し、会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

(会 費)

第 6 条 会員は別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の変更)

第 7 条 未開設の代表者として準会員に入会中の者は、当該老人保健施設に係る開設許可があったときは、速やかに入会申込書〔2〕（別記様式・7）を会長に提出しなければならない。

2. 定床数等に変更があった場合は、定床等変更届（別記様式・4）を会長に提出しなければならない。

(退 会)

第 8 条 本会を退会しようとする者は、会長に退会届（別記様式・5）を提出し、退会することができる。

第3章 役 員

(役 員)

第 9 条 本会に、次の役員をおく。

理事 11人以上 18人以内

2. 理事のうち、1人を会長、2人以内を副会長及び2人を監査とする。
3. 理事はブロック理事と学識理事及びその他とする。

(役員を選任)

第 10 条 役員は会員の中から選出する。但し、会長による資格審査を経て候補者として認められる場合は、会員以外の者から選出することを妨げない。

2. 会長、副会長、監査は互選とする。
3. 役員を選出は山口県老人保健施設協議会選挙規則の定めるところとする。

(役員任期)

第 11 条 本会の役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2. 補欠又は増員により選出された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。
4. 任期中にブロック理事が交代する場合は、当該ブロックより後任の者を指名する。

(役員職務)

第 12 条 会長は、本会を代表し会務をとりまとめる。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事は、企画及び活動の執行にあたる。
4. 監査は、本会の事業及び会計を監査する。

(ブロック及びブロック長)

第 13 条 本会に別に定める圏域及び複数の圏域をブロックとし、ブロックごとにブロック長をおく。

2. ブロック長はブロックを掌理し、次に掲げる業務を行う。
 - (1)別に定めるブロック理事候補者の選出
 - (2)大会を当該ブロックで開催する場合の大会運営
 - (3)研修等を当該ブロックで開催する場合の取り纏め
 - (4)意見具申などに対する意見集約
 - (5)その他必要な業務
3. ブロック長の選出は、当該圏域に所属する施設間の合議によるものとし、任期は2年とする。
4. ブロック長はブロック理事を兼ねることができる。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 岩国・柳井圏域：14施設(2)2. 周南圏域：10施設(2)3. 山口・防府圏域：14施設(2)4. 萩・長門圏域：5施設(1)5. 宇部・小野田圏域：9施設(2)6. 下関圏域：11施設(2) |
|---|

()内はブロック理事定数

(委員会設置)

第 14 条 本会の事業を総括的かつ円滑に行うため、委員会を設置することができる。

2. 委員会の必要事項は別に定める。

(支部役員)

第 15 条 本会には、社団法人全国老人保健施設協会の山口県支部として、全老健定款の定めるところにより、次の役員をおく。

支部長

代議員

予備代議員

(支部役員を選出)

第 16 条 支部役員を選出は、全老健定款及び、全老健代議員等選任規程の定めるところとする。

(支部役員の任期)

第 17 条 支部役員の任期は、本会の会則によらず、公益社団法人全国老人保健施設協会の定款に定めるところとする。

(支部役員の職務)

第 18 条 支部長は、社団法人全国老人保健施設協会山口県支部を代表し、会務を総括する。
2. 代議員は、本会の代表として社団法人全国老人保健施設協会の代議員会に参加する。
3. 代議員、予備代議員の職務は、本会会則に定めるもののほか、社団法人全国老人保健施設協会の定款の定めによるものとする。

第 4 章 会 議

(会 議)

第 19 条 本会の会議は、定期総会、臨時総会及び役員会とする。

(総 会)

第 20 条 定期総会は毎年 1 回、及び臨時総会は必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

- 〔1〕 活動計画並びに活動報告
- 〔2〕 会計予算並びに決算
- 〔3〕 会則の改廃
- 〔4〕 役員を選任
- 〔5〕 その他重要事項

- 2. 総会は、正会員をもって構成し、過半数以上の出席にて成立する。ただし、委任状（別記様式・6）をもって出席に代えることができる。
- 3. 会議の議事は、出席者全員の過半数で決議し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4. 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(役 員 会)

第 21 条 役員会は、役員をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、会長がその議長となる。
2. 役員会は、役員の過半数以上の出席にて成立し、議事は出席者の 3 分の 2 以上で決定する。

第 5 章 会 計

(会 計)

第 22 条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれに当てる。

(会計年度)

第 23 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 施 行 細 則

(細 則)

第 24 条 この会則施行にあたり必要な細則は、別に定める。

(事 務 局)

第 25 条 本会の事務を処理するため、事務局をおく。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員をおく。
3. 事務局長及び職員の任免は、役員会の承認を経て、会長がこれを行う。

山口県老人保健施設協議会会費規定

平成3年7月19日 制定
 平成5年6月18日 一部改正
 平成7年6月30日 一部改正
 平成23年5月27日 一部改正

第1条 この規定は、山口県老人保健施設協議会会則第6条に規定する会費について定める。

第2条 会費は下記のとおりとし、本会を組織する会員ごとに、社団法人全国老人保健施設協会会費とは別に徴収する。

第3条 算定期日は当該年度の4月1日とする。

会費		会員区分		
		正会員	準会員〔団体〕	準会員〔個人〕
会費	施設割	40,000円 (1施設あたり)	12,000円	10,000円
	入所定員割	200円 (1床あたり)	—	—
入会時 による 会費の 免除	10月1日以降の 入会者	会費の2分の1を免除 する	—	—

附則

1. サテライト型小規模介護老人保健施設及び分館型介護老人保健施設は、その機能から本体介護老人保健施設の一部とみなし、サテライト型小規模介護老人保健施設及び分館型介護老人保健施設の入所定員数は、本体介護老人保健施設の入所定員数に加えて、入所定員数を算定する。
2. この規定は、平成23年5月27日から施行する。

山口県老人保健施設協議会委員会規定

- 第 1 条 山口県老人保健施設協議会会則第 13 条に定める委員会の運営については、この規定によるところによる。
- 第 2 条 委員会は、次の事項について研究を行うものとする。
- 〔1〕 老人保健施設の調査・研究
 - 〔2〕 施設従事者の資質向上
 - 〔3〕 老人保健施設大会
 - 〔4〕 老人保健施設の広報
 - 〔5〕 その他目的達成のために必要な事項
- 第 3 条 委員会の委員は、山口県老人保健施設協議会会員、事務局長及び会長推薦による会員施設職員、学識経験者等をもって構成し、その任期は2年とする。
- 2. 委員会に委員長1名をおく。
 - 3. 委員長は委員の互選とする。
- 第 4 条 委員会は、必要に応じ会長の承認を経て、委員長が招集する。
- 第 5 条 この規定に定めるもののほか、委員会に関する必要事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1. この規定は、平成6年4月1日から施行する。
- 2. 平成8年10月26日一部改正する。

正会員入会申込書

山口県老人保健施設協議会に入会を申し込みます。

令和 年 月 日

ふりがな 介護老人保健施設名			
ふりがな 施設所在地	〒 ー		
	TEL ()	ー	
	FAX ()	ー	
ふりがな 入会希望者氏名	(印)		
入会希望者 役職・職種			
E-mail アドレス			
施設設置主体名称			
開設許可日	年 月 日	開設日	年 月 日
事務連絡担当者氏名		事務連絡担当者 職種・役職	

定員数	入所 人	うち認知症専門棟	人	設置形態	1. 独立 2. 病院併設 3. 診療所併設 4. 介護老人福祉施設併設 5. 病院・介護老人福祉施設併設 6. 診療所・介護老人福祉施設併設 7. その他の施設との併設
		サテライト型	人		
		分館型	人		
	通所	人			

備考

準会員入会申込書

山口県老人保健施設協議会に入会を申し込みます。

令和 年 月 日

ふりがな 入会希望者氏名				(印)
施設名				
会員区分	個人会員	団体会員	(該当するものを○で囲んで下さい)	
住所	〒			
	TEL ()	—		
	FAX ()	—		
入会希望者 役職・職種				
E-mail アドレス				
施設設置主体				
事務連絡担当者氏名		事務連絡担当者 職種・役職		
介護老人保健施設 開設予定日	年	月	日	

※以下は個人会員希望の方のみご記入下さい。

勤務先				
役職・職名				
勤務先住所	〒			
	TEL ()	—	FAX ()	—

会員変更申請書

令和 年 月 日

山口県老人保健施設協議会会長 殿

介護老人保健施設住所

介護老人保健施設名

会 員 氏 名 [印]

下記のとおり会員を変更したいので、申請いたします。

記

変更内容	変更日	新	旧
ふりがな 会員氏名	年 月 日		
役職・職種			
変更理由			

定床等変更届

令和 年 月 日

山口県老人保健施設協議会会長 殿

介護老人保健施設住所

介護老人保健施設名

会 員 氏 名 [印]

下記のとおり変更があったので届け出ます。

記

変更内容		変更日	新	旧
ふりがな 介護老人保健施設名		年 月 日		
施 設 住 所		年 月 日	〒	〒
T E L 番 号		年 月 日		
F A X 番 号		年 月 日		
設置主体名称		年 月 日		
定 員	入 所	年 月 日	人	人
	認知症専用棟	年 月 日	人	人
	サライト型	年 月 日	人	人
	分館型	年 月 日	人	人
	通 所	年 月 日	人	人
そ の 他		年 月 日		
		年 月 日		

※当書式は会員の変更以外にご記入ください。

退 会 届

山口県老人保健施設協議会を都合により退会いたしたいのでお届けいたします。

令和 年 月 日

会 員 種 別

施 設 名

会 員 氏 名

(印)

住 所

山口県老人保健施設協議会会長 殿

委 任 状

山口県老人保健施設協議会第 回総会提案議題についての決議事項を

に委任いたします。

[委任事項]

の表決に関する件

令和 年 月 日

会員氏名 (印)

施 設 名

住 所

正会員入会申込書〔2〕

令和 年 月 日

ふりがな 介護老人保健施設名			
ふりがな 施設所在地	〒 — TEL () — FAX () —		
ふりがな 入会希望者氏名	(印)		
入会希望者 職種・役職			
E-mail アドレス			
施設設置主体名称			
開設許可日	年 月 日	開設日	年 月 日
事務連絡担当者氏名		事務連絡担当者 職種・役職	

定員数	入所 人	うち認知症専門棟	人	設置形態	1. 独立 2. 病院併設 3. 診療所併設 4. 介護老人福祉施設併設 5. 病院・介護老人福祉施設併設 6. 診療所・介護老人福祉施設併設 7. その他の施設との併設
		サテライト型	人		
		分館型	人		
	通所	人			

この申込書が受理された日をもって、準会員を退会しますので届け出ます。

退会者氏名

(印)